

議 案 第 74 号

松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を  
改正する条例の制定について

松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

学校教育法等の改正に伴い、水道技術管理者等の資格要件について、専門職大学の前期課程修了者を追加するため。

松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を  
改正する条例

(松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正)

第1条 松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例(平成24年松戸市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同項第5号中「学校教育法による」を「学校教育法に基づく」に改め、同項第7号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を、「第3号に規定する学校の卒業生」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加え、同項第8号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加え、同項第11号中「又は水道環境」を削る。

(松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正)

第2条 松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年松戸市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第50条第6号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

(松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正)

第3条 松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例

(平成24年松戸市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同条第5号中「学校教育法による」を「学校教育法に基づく」に改め、同条第7号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を、「同条第3号に規定する学校の卒業者」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加え、同条第3号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものに対する、第1条の規定による改正後の松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例第2条第1項第11号及び第3条の規定による改正後の松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第3条第7号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したものとみなす。